

(証券コード：3296)  
平成29年8月30日

投資主各位

東京都港区新橋一丁目18番1号  
**日本リート投資法人**  
執行役員 石川久夫

## 第6回投資主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第6回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご記入のうえ、平成29年9月19日（火曜日）午後5時までに到達するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、本投資法人現行規約第15条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおりを定めております。したがって、当日ご出席いただかず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年9月20日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号  
三菱ビルディング2階 大会議室  
(末尾の「第6回投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 3. 投資主総会の目的である事項

#### 決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員2名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である双日リートアドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。
  - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
なお、投資主様ではない代理人、及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主以外の方はご入場できませんので、ご注意ください。
  - ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、インターネット上の本投資法人のウェブサイト (<http://www.nippon-reit.com/>) に修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 投資法人の課税負担軽減に係る平成27年度及び平成28年度の税制（関連する法令等を含みます。）の改正を受けて、これらに関連する規定を変更するものです（現行規約第35条関連）。
- (2) 処分報酬に関する規定内容の明確化のために関連する規定を変更するものです（現行規約別紙3 1. (4)関連）。
- (3) 本投資法人が合併を行った場合における合併報酬に関する規定を新設するものです（変更案別紙3 1. (5)、2. (5)関連）。
- (4) その他、不要となった規定の削除等を行うものです。

#### 2. 変更の内容

現行の規約の一部を下記変更案のとおり変更するものです。

（変更箇所は下線の部分です。）

現 行 規 約	変 更 案
<p>第35条（金銭の分配の方針）</p> <p>(1) 分配方針</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>① 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の金額（以下「分配可能金額」という。）は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される利益（<u>決算期の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額（純資産額）から出資総額、出資剰余金（出資総額等）及び評価・換算差額等の合計額を控除した金額をいう。</u>）とする。</p>	<p>第35条（金銭の分配の方針）</p> <p>(1) 分配方針</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>① 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の金額（以下「分配可能金額」という。）は、<u>投信法又は我が国</u>において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される利益とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>② 分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の金額（以下「配当可能利益の金額」という。）の100分の90（ただし、法令改正等により配当可能利益の内容又は当該比率に変更があった場合には変更後の内容又は比率。以下同じ。）に相当する金額を超えて本投資法人が決定する金額とする。ただし、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合にはこの限りではなく、本投資法人が合理的に決定する金額とする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等のほか必要な金額を分配可能金額から積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。</p> <p>③（記載省略）  (2)～(5)（記載省略）</p>	<p>② 分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の金額（以下「配当可能利益の金額」という。）の100分の90（ただし、法令改正等により配当可能利益の内容又は当該比率に変更があった場合には変更後の内容又は比率。以下同じ。）に相当する金額を超えて本投資法人が決定する金額とする。ただし、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合にはこの限りではなく、本投資法人が合理的に決定する金額とする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金、<u>圧縮積立金</u>、<u>一時差異等調整積立金</u>並びにこれらに類する積立金及び引当金等のほか必要な金額を分配可能金額から積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。</p> <p>③（現行のとおり）  (2)～(5)（現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: right;">別 紙 3</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準</p> <p>1. 資産運用報酬は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 運用報酬2</p> <p style="padding-left: 2em;">営業期間毎に、以下の計算式により算出した金額の合計額とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">当該営業期間の運用報酬2の額 = NOI (注1) × 運用報酬2に係る料率 (注2)</p> <p>(注1) (記載省略)</p> <p>(注2) 「運用報酬2に係る料率」は、基本料率 (2.5%を上限として別途本投資法人と資産運用会社で合意する料率。以下同じ。) にDPU変動率 (注3) を乗じて算出するものとし、その上限を5.0%とする。<u>ただし、DPU変動率は、平成27年6月末日が属する営業期間より適用するものとし、それ以前の営業期間については、運用報酬2に係る料率は基本料率とする。</u></p> <p>(注3)～(注5) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) 処分報酬</p> <p>本投資法人が特定資産を譲渡した場合において、その譲渡価額 (ただし、消費税等並びに譲渡費用を除く。) に対して、1.0% (ただし、資産運用会社の利害関係者への譲渡については0.5%) を上限として別途本投資法人と資産運用会社で合意する料率を乗じた額とする。なお、処分報酬は、特定資産の譲渡に際し、譲渡益が発生した場合にのみ支払われるものとする。</p>	<p style="text-align: right;">別 紙 3</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準</p> <p>1. 資産運用報酬は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 運用報酬2</p> <p style="padding-left: 2em;">営業期間毎に、以下の計算式により算出した金額の合計額とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">当該営業期間の運用報酬2の額 = NOI (注1) × 運用報酬2に係る料率 (注2)</p> <p>(注1) (現行のとおり)</p> <p>(注2) 「運用報酬2に係る料率」は、基本料率 (2.5%を上限として別途本投資法人と資産運用会社で合意する料率。以下同じ。) にDPU変動率 (注3) を乗じて算出するものとし、その上限を5.0%とする。</p> <p>(注3)～(注5) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) 処分報酬</p> <p>本投資法人が特定資産を譲渡した場合において、その譲渡価額 (ただし、消費税等並びに譲渡費用を除く。) に対して、1.0% (ただし、資産運用会社の利害関係者への譲渡については0.5%) を上限として別途本投資法人と資産運用会社で合意する料率を乗じた額とする。なお、処分報酬は、特定資産の譲渡に際し、<u>当該処分報酬控除前において譲渡益が発生した場合にのみ支払われるものとする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. 前項に定める報酬は、以下の期日に支払われるものとする。 (1)～(4) (記載省略) (新設)</p>	<p>(5) 合併報酬</p> <p><u>本投資法人と他の投資法人との間の新設合併又は吸収合併（以下「合併」と総称する。）において、資産運用会社が当該他の投資法人の保有資産等の調査及び評価その他の合併に係る業務を実施し、当該合併の効力が発生した場合、当該合併の効力発生時において当該他の投資法人が保有していた不動産同等物及び不動産対応証券の当該合併の効力発生時における評価額に対して、1.0%を上限として別途本投資法人と資産運用会社で合意する料率を乗じた額とする。</u></p> <p>2. 前項に定める報酬は、以下の期日に支払われるものとする。 (1)～(4) (現行のとおり) (5) 合併報酬 <u>当該合併の効力発生日から2か月以内</u></p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員石川久夫は、平成29年9月30日をもって任期満了となりますので、新たに平成29年10月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、本投資法人現行規約第20条第2項の規定により、平成29年10月1日より2年間とします。

なお、本議案は、平成29年8月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		所有する本 投資法人の 投資口数
すぎたとしお 杉田俊夫 (昭和32年4月9日生)	昭和57年4月	日商岩井株式会社 (現 双日株式会社) 財務部	0口
	平成2年12月	同社 機械経理部	
	平成4年12月	日商岩井ベネルクス会社 (ブラッセル店)	
	平成10年3月	同社 財務部	
	平成13年11月	日商岩井シンガポール会社	
	平成16年4月	(会社合併) 双日アジア会社	
	平成17年10月	双日株式会社 経営企画部	
	平成19年4月	同社 IR室 室長	
	平成22年6月	同社 IR部 部長	
	平成23年4月	双日(香港)会社 董事兼総経理 兼 同社 深圳出張所長 兼 同社 昆明出張所長	
	平成26年3月	双日リートアドバイザーズ株式会社 財務経理部長 (出向)	
	平成27年3月	同社 財務企画本部副本部長 (出向)	
	平成28年6月	同社 代表取締役社長 (出向)	
	平成28年7月	同社 代表取締役社長 (転籍)	
	平成29年6月	同社 代表取締役社長兼財務企画本部長 (現任)	

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である双日リートアドバイザーズ株式会社の代表取締役社長兼財務企画本部長です。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 補欠執行役員2名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、平成29年10月1日付で新たに補欠執行役員2名の選任をお願いするものです。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、水野文彦を第一順位、野木雅尚を第二順位とします。

本議案において補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第20条第3項の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する平成31年9月30日までとします。

なお、補欠執行役員の選任の効力については、就任の前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

また、本議案は、平成29年8月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員の候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		所有する本 投資法人の 投資口数
1	みず の ふみ ひこ 水野文彦 (昭和42年12月9日生)	平成3年4月	日商岩井株式会社（現 双日株式会社） 国内開発建設部	0口
		平成15年4月	同社 建設都市開発カンパニー 都市開発建設部	
		平成16年4月	(会社合併) 双日株式会社 建設・木材部門 都市開発部	
		平成19年4月	同社 建設・木材部門 建設本部 建設開発部	
		平成21年4月	同社 アセットマネジメント部	
		平成25年12月	双日リートアドバイザーズ株式会社 専務取締役（出向）	
		平成27年3月	同社 専務取締役兼投資運用本部長（出向）（現任）	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		所有する本 投資法人の 投資口数
2	の ぎ まさ たか 野 木 雅 尚 (昭和46年10月29日生)	平成9年4月	三井建設株式会社（現 三井住友建設株式会社）	0口
		平成19年8月	エイブル・インベストメント・アドバイザーズ株式会社（現 双日リートアドバイザーズ株式会社）	
		平成20年4月	アジリティー・アセット・アドバイザーズ株式会社 運用本部 資産運用グループ	
		平成22年11月	ポラリス・インベストメント・アドバイザーズ株式会社（現 双日リートアドバイザーズ株式会社） 取締役兼投資運用部長（出向）	
		平成25年12月	双日リートアドバイザーズ株式会社 取締役兼投資運用本部副本部長（出向）（現任）	

- ・上記補欠執行役員候補者水野文彦は、本投資法人の資産運用会社である双日リートアドバイザーズ株式会社の専務取締役兼投資運用本部長です。
- ・上記補欠執行役員候補者野木雅尚は、本投資法人の資産運用会社である双日リートアドバイザーズ株式会社の取締役兼投資運用本部副本部長です。
- ・上記補欠執行役員候補者と、本投資法人との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員島田康弘及び矢作大は、平成29年9月30日をもって任期満了となりますので、平成29年10月1日付で改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第20条第2項の規定により、平成29年10月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		所有する本投資法人の投資口数
1	しま だ やす ひろ 島 田 康 弘 (昭和45年3月24日生)	平成7年4月	安田信託銀行株式会社（現 みずほ信託銀行株式会社） 資金為替事務部兼不動産鑑定部	0口
		平成8年11月	同社 マーケット営業部	
		平成10年7月	同社 人事部	
		平成13年6月	みずほ信託銀行株式会社 不動産投資顧問部	
		平成19年11月	最高裁判所司法修習生	
		平成21年1月	TMI 総合法律事務所 弁護士	
		平成22年9月	本投資法人 監督役員（現任）	
		平成22年11月	渥美坂井法律事務所・外国法共同 事業 パートナー弁護士（現任）	
2	や はぎ ひさし 矢 作 大 (昭和52年1月27日生)	平成15年7月	宇佐美一雄税理士事務所	0口
		平成16年11月	霞ヶ関国際会計事務所	
		平成22年6月	虎ノ門パートナーズ 設立 代表 (現任)	
		平成22年9月	本投資法人 監督役員（現任）	

- ・上記監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

## 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

補欠監督役員福田匠の選任に係る決議は、平成29年9月30日をもって効力を失うことから、監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、平成29年10月1日付で新たに補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第20条第3項の規定により、第4号議案における監督役員の任期が満了する平成31年9月30日までとします。

なお、補欠監督役員の選任の効力については、就任の前に限り、本投資法人の役員会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

補欠監督役員の候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		所有する本 投資法人の 投資口数
ぎつ しょ あつ こ 城 所 敦 子 (戸籍上の氏名 いわた あつこ 岩田敦子) (昭和51年3月10日生)	平成13年10月 平成18年4月 平成19年1月 平成22年11月	ブレイクモア法律事務所 弁護士 あさひ・狛法律事務所 弁護士 TMI総合法律事務所 弁護士 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 (現任)	0口

・上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

## 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第15条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案に該当しません。

以 上

# 第6回投資主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号  
三菱ビルヂング2階 大会議室  
電話：03-3282-7777



J R 「東京駅」丸の内南口徒歩 約2分  
地下鉄 都営三田線「大手町駅」D1出口 徒歩 約4分

なお、当日は、駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。